

22 障害者の地域生活支援

(単位:件) 28年度

(単位:件) 28年度



(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所(身体・知的障害)および保健相談 所(精神障害)では、障害者(難病患者等を含む)や その家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を 行っている。

〔障害者支援係の相談件数〕

	**>			
総合福祉事務所種別	練馬	光が丘	石神井	大 泉
身体障害者手帳交付	2,723	2,229	2,757	1,819
自立支援医療(更生医療)	1,305	895	1,005	585
補装具交付	948	1,115	1,140	926
職業	13	15	48	10
施設入所	433	721	494	1,030
医療保健	871	1,542	1,327	917
在宅·生活	12,946	6,823	14,806	10,864
無料乗車券	737	808	803	631
その他	283	400	458	250
小計	20,259	14,548	22,838	17,032
合 計		74,	677	

[知的障害者担当係の相談件数]

総合福祉事務所種別	練馬	光が丘	石神井	大泉		
施設入所	318	640	322	420		
職親(しょくおや)委託	0	0	0	0		
職業	34	58	34	45		
医療保健	0	33	11	30		
生 活	21	41	19	211		
教育	0	44	1	18		
その他	1,136	2,125	3,151	1,857		
小計	1,509	2,941	3,538	2,581		
		10,	569			

[保健相談所の保健師による相談者数](単位:件)28年度

相談内容	健相談所	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精(心の像		13,352	3,097	3,478	6,449	4,267	2,813
社会復	帰	565	166	368	1,024	534	163
アルコー	-ル依存	293	81	56	188	55	36
薬物依	存	91	9	2	39	22	0
児童・	思春期	172	15	103	120	162	36
高齢者	精神	85	17	77	78	115	52
小	≣†	14,558	3,385	4,084	7,898	5,155	3,100
合	計	38,180					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

27年4月から、障害者総合支援法に基づく基幹相談 支援センターに位置づけ、民間計画相談支援事業所へ の指導・助言を行うとともに、専門性を必要とする困 難事例の相談に対応している。

[障害者地域生活支援センターの相談件数]

(単位:件) 28年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就労	社会生活	その他
きらら	3,544	8,763	518	1,771	102
すてっぷ	2,350	2,164	112	755	86
ういんぐ	6,477	8,089	940	2,279	272
さくら	3,792	1,765	342	2,819	761
小計	16,163	20,781	1,912	7,624	1,221
合 計	47,701				

3 障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

身体障害者福祉法、東京都愛の手帳交付要綱および 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づい て、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者 保健福祉手帳の発行を行っており、区は受付、交付事 務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

[身体障害者手帳所持者数] (単

(単位:人) 包	S 年度末現在
----------	----------------

区分 年次	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声·言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
26	1,410	1,791	238	6,387	9,886	19,712
	(27)	(101)	(1)	(93)	(244)	(466)
27	1,419	1,822	247	6,491	9,849	19,828
	(23)	(106)	(2)	(93)	(250)	(474)
28	1,422	1,919	248	6,774	9,800	20,163
	(27)	(116)	(0)	(83)	(248)	(474)

注:()内の人数は18歳未満を再掲

(単位:件) 28年度

[知的障害者(児)愛の手帳所持者数]

(単位:人) 各年度末現在

区分 年次	最重度	重度	中度	経度	合計
26	167	1,181	1,063	1,958	4,369
	(31)	(271)	(231)	(516)	(1,049)
27	171	1,210	1,083	2,086	4,550
	(34)	(267)	(233)	(565)	(1,099)
28	175	1,247	1,095	2,169	4,686
	(36)	(270)	(222)	(559)	(1,087)

注:() 内の人数は18歳未満を再掲

[精神障害者保健福祉手帳所持者数]

(単位:人) 各年度末現在

区分 年次	1級	2級	3級	合計
26	302	2,641	2,221	5,164
27	301	2,848	2,437	5,586
28	314	3,143	2,584	6,041

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(「障害者総合支援法」)」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的 障害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者 または精神障害(発達障害含む。)があると判定され た方、難病患者等。

2 障害支援区分認定

障害者総合支援法では、支給決定の仕組みの透明化、 明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れてい る。

障害福祉サービス(介護給付等)を利用するには、 申請し、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定(障害者の心身の状態についての認定調査等による)、二次判定(障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による)を行い、障害支援区分1~6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

支援	判定区分							
対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体 障害者	0	2	13	55	33	38	73	214
知的 障害者	0	6	42	92	86	120	147	493
精神 障害者	0	2	143	76	17	4	0	242
難病 患者等	0	0	1	1	0	0	2	4
計	0	10	199	224	136	162	222	953

●障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

(単位:人) 28年度

区分	内 容	延べ人数
	居宅介護(身体·家事)	10,679
	重度訪問介護	1,135
	行動援護	54
	重度障害者等包括支援	0
介護給付	同行援護	2,391
	短期入所	2,941
	療養介護	845
	生活介護	12,607
	施設入所支援	5,272
	自立訓練	645
訓練等給付	就労移行支援	2,669
训探专和门	就労継続支援	14,301
	共同生活援助	6,658
地域相談支援給付	地域移行支援	34
	地域定着支援	33
計画相談支援給付	計画相談支援	4,130

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、 育成医療の3種類がある。28年度の精神通院医療 の利用者は、11,836人であった。また、更生医療 の利用者は延べ6,218人、育成医療の利用者は延 べ29人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、程度に応じて、車椅子、義足、盲 人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。 28 年度の支給状況は購入 934 件、修理 705 件、 計 1,639 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害 状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりで ある。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

28 年度の派遣回数は、手話通訳 3,027 件、要約 筆記 342 件であった。また、各総合福祉事務所に 手話通訳者を設置しており、28 年度の設置回数は 119 回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40~64歳の介護保険法に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる。28年度の日常生活用具の給付は12,316件、住宅設備改善費給付は48件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。28年度は延べ11,624人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供 し、社会との交流の促進を図っている。区内に7 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行う(介護保険対象者を除く。)。28年度の利用者は延べ894人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。28年度の利用者は延べ1,602人であった。

3 児童福祉法による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

(障害児通所支援事業利用状況)

28 年度

支援・サービス等	実 績
児童発達支援	延べ 7,103 人
医療型児童発達支援	延べ 34 人
放課後等デイサービス	延べ 8,947 人
保育所等訪問支援	0件
障害児相談支援給付	延べ 1,651 人

●障害福祉サービス事業者集団指導

区内の障害福祉サービス事業者を対象に、サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、サービス種別ごとに集団指導を実施した。28年度は3回実施した。

●障害者総合支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護(家庭委託)

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に 介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託 して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。28年 度は延べ1,761回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20 歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する(障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。)。28 年度末現在の対象者は70人で、28 年度は延べ12,624 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得(20歳未満は保護者の所得)が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。28年度は延べ4,322人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を年6枚を限度に交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。28年度の利用者は、延べ449人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。28年度の交付人数は、4,783人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車 椅子等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を 区が負担している。28 年度の運行回数は35,839 回で あった。

(単位:円) 28年度

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の 燃料費を助成している。28 年度末現在の受給者は1,396 人である。年齢、所得による対象制限がある。

8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両の運行事業を運営している社会福祉協議会に運営費を助成している。28年度は延べ1,066件の利用があった。

9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18 歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の 一部を助成している。28年度の助成件数は25件であっ た。

10 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

重症心身障害児(者)の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を月2回を限度に、1回あたり2~4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月事業開始、28年度は延べ162回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画」がある。

27年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画 である「練馬区障害者計画(平成27年度~平成31年 度)・第四期障害福祉計画(平成27年度~平成29年度)」 を策定し、障害者施策の充実に取り組むこととした。

●福祉園

福祉園では、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

28年度末現在、大泉町52人、氷川台52人、関町37人、 光が丘33人、石神井町26人、大泉学園町67人、貫井38人、田柄40人が通園している。なお、田柄福祉 園は民設民営の福祉園である。

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者の日中活動の場として、1日当たり7人(氷川台)、5人(大泉学園町)を受け入れている。

●就労継続支援 B 型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などで の就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働 く場を提供するために、障害者総合支援法に基づく就 労継続支援B型事業所を4か所設置している。平成28 年度末現在、白百合39人、かたくり60人、大泉54人、 北町46人が利用している。

〔作業内容と年間売上金額〕[白百合福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,193,162
建物清掃等	103,480
古紙回収等	382,935
自主生産等	1,150,602
合 計	4,830,179

[かたくり福祉作業所]

年間売上金額
4,233,192
1,098,019
150,119
2,439,161
7,920,491

[大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	407,437
 チラシ折・封入等	1,354,229
公園清掃等	1,226,894
自主生産等	1,606,290
<u></u> 合 計	4,594,850

[北町福祉作業所]

	年間売上金額
紙器組立等	4,646,252
公園・アパート等の清掃等	1,170,509
ポスティング等	328,785
自主生産等	2,062,212
合 計	8,207,758

●障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)

障害者地域活動支援センターは、主に知的障害のある方に創作や文化的な活動と機能訓練の場のほか、入浴・給食などを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター (中村橋福祉ケアセンター)

1 生活介護事業

医療的ケア等の必要な障害者で、常時介護を必要と

する方を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり6人、重症心身障害に 該当しない障害者を1日当たり7人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等 事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓 練(機能訓練・生活訓練)および地域活動支援センター 事業を25年10月から行っている。

3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会(初級、中級、上級、通訳養成)、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした 障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・ 貸出しを行っている。また、成人を対象に補聴器等の 「きこえ」に関する相談も行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕

28 年度

区分	延べ人数(人)
相談	179
生活介護事業	1,212
中途障害者通所事業	2,335
施設提供	30,468

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業者等に通所している知 的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向 けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情 で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊 を伴う支援を行っている。

(施設概要)

施設名	内 容	定員
しらゆり荘	グループホーム	8人
	短期入所・日中一時支援事業	6人(宿泊4人)
大泉つつじ荘	グループホーム	8人
人永フラし壮	短期入所・日中一時支援事業	6人(宿泊4人)

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。28年度末現在、定員は416人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター(中村橋福祉ケアセンター)で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して発達に心配のある18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

発達に心配のある児童を対象に、心理士による発達 相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害 を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う0歳児超早期支援を行っている。

3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取り組みを行う。また障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

〔相談・訓練・施設提供人数〕

28 年度

区分	延べ人数(人)
専門相談	6,105
通所訓練	8,735
施設提供	16,771

〔地域支援事業 (区民向け講演会)〕

テーマ	実施日	講師	参加 延べ人数 (人)
幼児期の気になる行動 を解き明かす	28年11月26日	東京大学 医学部准教授	39
学童期・思春期の気に なる行動を解き明かす	29年 2月4日	児童精神科医 金生由紀子氏	51

(3) 障害者の就労を促進する

●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労促進協会や民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験から雇用へつなぎ、障害者が働き続けることができるよう支援する。

28年度の福祉施設等からの就労者数は、173人であった。

●練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)

障害者の就労を促進するために2年11月に設立され、25年4月に公益財団法人の認定を受けた。

就職を希望する障害者と雇用する企業の調整等の支援を行っている。

1 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。28年度の対象者は480人、支援の件数は延べ5,899件であった。

2 就労相談事業

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援 を行った。28 年度は延べ 2,016 件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。28年度は63人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

28年度はネットワーク会議を10回、講演会等を3回、 企業見学会を3回実施した。このほか、就労している 障害者を対象とした余暇支援として、交流会を2回実 施した。

5 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組む。

28年度の受注契約件数は86件、受注金額は1,907,339円であった。

6 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、就労移 行支援事業所等で作製した物品の販売会を行った。ま た、28 年度は就労支援セミナーを3回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所を4か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。平成28年度の就労の状況は、貫井福祉工房が5人、かたくり福祉作業所が3人である。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、

本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや 本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相 談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本 人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医 師による精神保健相談を行っている。28 年度は延べ 38,180 人の相談を受けた。

また、従来から保健師を中心として精神疾患が疑われる方や未治療者等に対してアウトリーチ(訪問支援) 事業を実施しているが、27年度から地域精神保健相談 員(精神保健福祉士)を新たに配置し、支援体制を強 化した。

さらにこころの病の理解を広めるため、講演会を開催し啓発活動を行っている。

精神障害者に対しては、障害福祉サービスの提供や 医療費の助成による支援も行っている。

1 障害者総合支援法による障害者給付サービス

精神障害者に対し、障害者の自立を支援することを 目的に各種のサービス給付を行う。28 年度の利用者数 は1,173 人であった。

2 医療費助成制度

(1) 自立支援医療 (精神通院)

精神疾患を理由として通院している方に対する 医療費助成制度。28年度の利用者は11,836人で あった。

(2) 小児精神病(入院医療)

18 歳未満の入院医療を必要とする精神障害者に 対する医療費助成制度。28 年度の利用者は11 人 であった。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害を持つ方が一定の障害にあることを証明するもの。28年度の所持者数は6,041人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。28 年度の利用状況は、団体利用が延べ2,885 団体、26,988 人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎1階の喫茶コーナー「我夢舎楽(がむしゃら)」は、障害者が地域の人達とのふれあいや、社会参加の場として自ら運営を行っている。28年3月にリニューアルオープンし、店内では障害のある方が通所する施設の手づくり品を販売している。28年度の食券の販売枚数は28,425枚であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の 助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳 1,2 級、愛の手帳 $1 \sim 3$ 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病(318 疾病)の方に月額 15,500 円を、身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度の方に月額 10,000 円をそれぞれ年 3 回に分けて支給した。

28 年度末現在の受給者は 10,931 人である。 なお、 年齢、所得等の制限がある。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された 重度の心身障害者の方に、月額60,000円を毎月支給 している。

なお、年齢、所得等の制限がある。28 年度末現在の 受給者は550人である。

3 特別障害者手当等(国制度)

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

28 年度は、特別障害者手当月額 26,830 円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額 14,600 円を年 4 回に分けて支給した。28 年度末現在の受給者は、特別障害者手当 701 人、障害児福祉手当 238 人、経過的福祉手当 11 人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された 障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心 身障害者扶養共済制度の加入申込手続きを行ってい る。28 年度末現在の加入者は33 人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。28年度末現在の対象者は5,423人である。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互 に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現 するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交 流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段 や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促 進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の 向上に功績のあった方を表彰する大会である。28 年度 は、地域活躍者3人、援護功労8人の表彰を行った。